



第1節／はじめに

本市の目指すべき将来都市像「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」の実現のため、環境分野ごとに主体（市民、事業者、行政）別の取組を示します。

また本項では、その取組の実施によって達成や貢献するSDGsの17の目標のうち、関連するものを示し、目標の達成に向けて積極的に取り組みます。

各分野での取組と各課の役割について

環境への取組は、担当課だけが実施するものではなく、関係者全員による取組とすることが重要です。担当課は、計画の進行管理上、関係する各課が取組を実施しているか、聞き取り調査等により確認します。

SDGsと本計画との関わり

SDGsの構造は、開発に向けた意欲目標である17のゴール（目標）、測定可能な行動目標であり具体的で詳細な169のターゲットで構成されています（図表4-1参照）。また、多種多様な関係主体の連携・協力促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、本計画と方向性や概念が一致しているものも含まれています。

「「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ」（平成29年11月自治体SDGs推進のための有識者検討会）の中で、自治体がSDGsに取り組むことは、短期的に見た生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上に繋がると示されています。このため、第4章の「各分野での取組内容」では、環境方針ごとに関連するSDGsの各目標を示しています。

第5次下田市総合計画との整合

2021（令和3）年3月に策定された第5次下田市総合計画は、基本構想を基に8つの基本計画（分野別計画）とその下に掲げられた施策によって構成されています。本計画はこのうち主に分野1「自然環境・生活環境」に該当しますが、それぞれの施策と本計画との整合について、図表4-2に示します。

図表4-1 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

図表4-2 第5次下田市総合計画と本計画との施策対応について

総合計画の施策		環境基本計画の取組の方向性
施策1 自然環境の保護・保全		
(1) 貴重な自然環境を保全します	➡	1 自然環境の保全 ①森林・里山の適正管理と保全 2 下田の海の保全 ②河川環境の保全
(2) 地球温暖化対策を推進します	➡	8 地球温暖化防止に向けた取組 ①地球温暖化防止対策の推進 9 省エネ対策と新エネルギーの推進 ②新エネルギー推進
(3) 環境教育・環境学習を推進します	➡	10 環境教育・学習の推進 ①環境教育・学習の推進 11 環境情報の提供・発信、ネットワーク構築 ①環境情報の提供・発信
(4) 水や大気等の環境を保全します	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止 ②化学物質対策
施策2 良好的な景観の形成・継承		
(1) 良好的な景観形成を推進します	➡	4 景観の保全 ①良好な景観の保全と創造
(2) 下田まち遺産を活用します	➡	4 景観の保全 ②歴史的文化的環境の保全
施策3 快適な生活環境の確保		
(1) 海洋プラスチックごみ防止 6R県民運動を推進します	➡	2 下田の海の保全 ①海岸環境の保全
(2) 廃棄物の適正処理を推進します	➡	7 ごみの適正な処理 ①ごみの適正な処理・不法投棄対策
(3) ごみの減量化、資源化を推進します	➡	6 4Rの推進 ①4R推進の取組
(4) 犬や猫の適正な飼育を推進します	➡	4 景観の保全 ①良好な景観の保全と創造
(5) 施設の適正な管理・運営を図ります	➡	4 景観の保全 ①良好な景観の保全と創造
施策4 水道水の安定供給と生活排水の適正処理		
(1) 安定的に水道水を供給します	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止
(2) 水道施設の災害対策を推進します	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止
(3) 下水道事業の健全経営を図ります	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止
(4) 下水道施設の整備、耐震化を推進します	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止
(5) 合併処理浄化槽の普及・促進を図ります	➡	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全 ①公害の防止
施策5 良好的な住環境の整備		
(1) 市営住宅の適正な管理、運営を図ります	➡	4 景観の保全 ①良好な景観の保全と創造
(2) 空家等対策を推進します	➡	4 景観の保全 ①良好な景観の保全と創造
(3) 公園の整備と緑化を推進します	➡	5 公園整備と市街地の緑化促進 ①花と緑を配した憩いの公園整備 ②緑化の促進



第2節 / 各分野での取組内容

(1) 自然環境

1 自然環境の保全



本市は海と山の豊かな自然に囲まれており、それにより農業や漁業など様々な産業に支えられています。一方、貴重な生物の減少や野生鳥獣による被害、海岸浸食等の課題があることも事実です。本市の発展に不可欠な自然環境を保全し、次世代へ繋げます。



① 森林・里山の適正管理と保全（学校教育課、産業振興課）

- ・森林の多面的機能を發揮するための適正な管理をします。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう森林に関する情報提供に努めます。
- ・森林や里地・里山、農地・農業施設などの保全に努めます。
- ・松くい虫、キクイムシなどの病害虫やナラ枯れ*の適正防除対策を推進します。
- ・県の実施する「森づくり県民大作戦*」、「しづおか未来の森センター」との協調に努めます。
- ・雑木林や竹林の荒廃を防止するための啓発に努めます。
- ・森の力再生事業*の推進、森林環境譲与税*を活用した森林整備に努めます。
- ・保安林*や竹林等の管理を行い、防災林を保全します。
- ・県の作成する「企業の森づくりCSR情報」パンフレットを配布する等情報提供に努めます。
- ・多面的機能支払交付金事業を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
- ・国交付金等の活用により、遊休農地の再生利用を促し、農地確保を支援します。
- ・農業や林業に関心のある者を対象とした仕事の内容や就業条件など情報提供を行います。

② 生物多様性の確保（学校教育課、環境対策課、産業振興課）

- ・野生生物の生息する自然環境を守り、希少な動植物の保護・保全に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう生物多様性に関する情報提供に努めます。
- ・自然環境の汚染防止を図り、身近な動植物の保護・保全に努めます。
- ・県など関係機関と連携し、野生鳥獣の違法捕獲や無許可飼養の指導・取締りを行います。

③ 外来種や鳥獣被害対策（環境対策課、産業振興課）

- ・鳥獣被害に対する適切な対処方法の指導を行います。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう外来種や鳥獣被害に関する情報提供に努めます。
- ・特定外来生物による農林業への被害が確認された場合には、外来生物法に基づく防除計画の策定を検討するなど、外来生物の防除に努めます。
- ・外来種生息分布情報を調査、収集し、その情報を公表します。
- ・法令を遵守した安全な狩猟及び駆除、捕獲を促進します。
- ・鳥獣被害防止計画に基づき、シカやイノシシ等による被害防止に努めます。

市民・事業者の取組

- ・森林、生物多様性、外来種や鳥獣被害に対して関心を持ちます。
- ・森林や里山、竹林の適正な管理と保全に努めます。
- ・「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」に積極的に参加します。
- ・松くい虫、キクイムシなどの病害虫やナラ枯れを見つけたら市に連絡し、被害の拡大防止に協力します。
- ・県産材の積極的な利用に努めます。
- ・自然生態系を損なわない事業活動や土地利用に努めます。
- ・動植物についての知識向上に努めます。
- ・本市に存在する貴重な動植物について学び、保護に努めます。
- ・農地保全のため、荒廃農地の発生防止に協力します。
- ・外来種被害予防三原則の「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守ります。
- ・特定外来種の駆除に協力します。



2 下田の海の保全

本市の海には、全国でも有数の海水浴場があり、アワビやサザエなどの海産物が豊富で、今回、実施したアンケート中でも将来の理想の下田市は「海がきれいなまち」という回答が最も多い結果となりました。下田の海をさらに美しくし、保全していきます。



① 海岸環境の保全（学校教育課、環境対策課、観光交流課、建設課、産業振興課、上下水道課）

- ・海の水環境保全の促進に努めます。
- ・市民や事業者に关心を持ってもらえるよう海岸・海洋に関する情報提供に努めます。
- ・国や県、地域住民と連携・協働した海岸の浸食対策を促進します。
- ・静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動を推進します。
- ・海岸漂着物の除去など適正な海岸管理に努めます。
- ・海岸の松林の保護に努めます。
- ・海岸周辺の清掃活動など美化活動を推進します。
- ・県の実施する「水の出前講座」などを活用し水資源や水循環の大切さを周知します。
- ・静岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海岸の良好な景観及び環境の保全を図ります。
- ・海岸の整備にあたっては、高潮・津波等から海岸を防護しつつ、養浜などにより生物の生育・生息地の確保や景観の配慮、海浜の適切な利用の確保を行います。
- ・港湾の整備では、沿岸域の豊かな自然環境の保全・再生・創出を積極的に行います。
- ・港湾や漁港における美化活動を、しずおかポートセンター制度等により支援します。

② 河川環境の保全（環境対策課、建設課、産業振興課、防災安全課）

- ・河川の水環境保全の促進に努めます。
- ・市民や事業者に关心を持ってもらえるよう河川に関する情報提供に努めます。
- ・湧水の情報収集と保全の促進について検討します。
- ・雨水利用、処理水の再利用を推進します。
- ・事業所などにおける節水や使用した水の再利用などを促します。
- ・地下水のかん養のため、森林の保全に関わる除・間伐事業補助金を支給します。
- ・河川の整備にあたっては、河川全体の営みを視野に入れた多自然川づくりを基本とし、治水の安全性を確保しつつ、現存する良好な環境を保全・再生します。
- ・地域などにおける水辺環境の保全活動を、リバーフрендシップ制度*等により支援します。
- ・県と連携し、公共用水域の監視・調査や地下水の調査協力を行います。
- ・海や河川の水質浄化と安全性の管理を推進します。
- ・湧水・山水・井戸水の利活用方法を検討します。
- ・防火水槽に活用するなど雨水の再利用を行います。

③ 水産資源の保全（学校教育課、観光交流課、産業振興課）

- ・市内の海で漁獲される魚介類、海藻類などは、漁獲量を遵守し、小さな個体は漁獲しない、違法操業や密漁の取り締まりなどを推進します。
- ・市民や事業者に关心を持ってもらえるよう水産資源に関する情報提供に努めます。
- ・静岡県水産・海洋技術研究所伊豆分場等と協力し、栽培漁業を推進します。
- ・サーフィン、シュノーケリングなどのマリンスポーツ推進のため、美しい海の維持に努めます。

市民・事業者の取組

- ・海岸、海洋、河川、水産資源に関心を持ちます。
- ・海の水環境保全のため、海へのごみ捨てや河川の汚染に繋がる行為はしません。
- ・海岸浸食とその影響について学び、関心を持ちます。
- ・静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動に取り組みます。
- ・海岸清掃等へ参加し、海岸美化に協力します。
- ・海岸付近の松林や防風林の役割を学び、関心を持ちます。
- ・河川清掃や河川付近への植栽など、河川まわりの景観保全に努め、河川に関心を持ちます。
- ・水は大切に使用します。
- ・生態系に配慮した河川改修をするよう行政に求めるよう努めます。
- ・魚介類や海藻類は漁獲量を遵守し、小さな個体は漁獲しません。
- ・サーフィンやシュノーケリングなどのマリンスポーツに関心を持ちます。

重点取組事項

（1）自然環境（自然環境の保全、下田の海の保全）

プラスチックによる海洋の汚染が広く知れ渡り、海洋プラスチック問題に地球規模の重要な課題として、世界中で様々な対策が実施され始めました。国では2019（平成31）年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、日本は2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を各国と共有しました。静岡県では、海洋プラスチックごみ防止6R県民運動と題し、プラスチックの海洋への流出等の対策をしています。

- ・6R県民運動の取組で、海洋プラスチックごみの発生抑制と流出防止に努めます。



(2) 生活環境

3 きれいな空気や水、静かな環境の保全

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



本市は素晴らしい自然・生活環境に恵まれておりますが、主に野焼きを中心とした苦情が発生しており、光化学オキシダントの基準超過日も発生しております。適切な対応や事業者との公害防止協定を進め、公害の発生を未然に防止します。



① 公害の防止（環境対策課、上下水道課）

- ・船舶の排気ガスの排出削減に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう公害に関する情報提供に努めます。
- ・県と連携し、光化学オキシダント濃度、微小粒子状物質（PM2.5）を監視します。
- ・県など関係機関と連携し、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭などの法令の遵守・徹底に努めます。
- ・苦情が発生した場合、環境調査や事業所の発生源対策指導を行います。
- ・良好なかおり環境の保全意識の高揚に努めます。
- ・自動車交通騒音を監視測定するとともに、騒音・振動の低減と予防の要請に努めます。
- ・水道原水の水質状況の把握や検査などを行います。
- ・生活排水対策のため、公共下水道の整備と適正な維持管理をします。
- ・合併浄化槽の設置又は公共下水道接続への啓発を行います。
- ・上下水道施設の長寿命化・耐震化を推進します。
- ・し尿処理施設の適正な維持管理をします。
- ・浄化槽の保守点検の促進や法定検査の周知を行います。

② 化学物質対策（環境対策課）

- ・県など関係機関と連携し、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質把握管理促進法（化管法（PRTR法）））に基づく届出指導の徹底による化学物質環境汚染の未然防止に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう化学物質に関する情報提供に努めます。
- ・土壤汚染が生じたときは、県など関係機関に連絡し、適切な対応に努めます。
- ・事業所がリスクコミュニケーション*を行う場合、周辺自治会などへの周知協力に努めます。

市民・事業者の取組

- ・公害、化学物質に関心を持ちます。
- ・排水処理に単独処理浄化槽やくみ取りを使用している場合には、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換に努めます。
- ・事業所における排水処理対策を徹底します。
- ・エコドライブを心がけます。
- ・鉄道やバス、自転車などを積極的に利用します。
- ・環境負荷*の少ない施設や設備の導入に努めます。
- ・周囲の環境に関心を持ち、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害と思われる事象が発生した場合には、速やかに市へ連絡します。
- ・自らが公害の発生源とならないよう注意します。
- ・PRTR制度*を遵守し、化学物質は適正に管理します。
- ・土壤や地下水汚染防止のため、化学肥料や化学農薬の使用量・使用回数を守ります。



4 景観の保全

本市は黒船来航により開国地になった歴史あるまちであり、市内には多くの文化財や歴史的・景観的価値のある建物・風景があります。これらを保全しながらまちの発展のために活かすまちづくりが求められます。



① 良好的な景観の保全と創造（学校教育課、環境対策課、観光交流課、建設課、市民保健課、産業振興課、防災安全課）

- ・自然・歴史・文化と調和した公共施設などの整備に努めます。
- ・市民や事業者に关心を持ってもらえるよう景観に関する情報提供に努めます。
- ・良好な都市景観づくりを推進します。
- ・新築・改築する建築物に対する景観誘導に努めます。
- ・駐輪場における駐輪指導と放置自転車の撤去を行います。
- ・下田市景観計画や下田市景観まちづくり条例、県屋外広告物条例に基づく広告物に関する規制と違反広告物の是正指導のため、パトロールを実施します。
- ・地域などにおける美化活動の促進に努め、しづおかアダプト・ロード・プログラム*等により支援します。
- ・県の開催する景観セミナーの周知をし、市民や事業者の景観意識の醸成を図ります。
- ・公共事業の実施にあたっては、事業の計画段階から貴重な自然環境のある場所はできるだけ回避し、回避できない場合には影響の最少化や代替措置を講じることを基本として、環境の保全や回復を図ります。
- ・下田まち遺産に関する情報発信や各種イベントの開催に努めます。
- ・伊豆地域はしづおか景観形成重要地域に指定されており、各主体と連携を図りながら良好な景観形成の方策を総合的かつ重点的に推進します。
- ・富士箱根伊豆国立公園の景観を保全します。
- ・犬や猫の適正な飼育を推進します。
- ・施設（ごみ処理施設、伊豆斎場、南豆衛生プラント等）の適正な管理・運営を図ります。
- ・市営住宅の適正な管理・運営を図ります。
- ・空家等の適正管理、空き家バンクの利活用等により空家対策の推進を図ります。

② 歴史的文化的環境の保全（学校教育課、観光交流課、生涯学習課、建設課）

- ・文化財を次世代へ繋げるため、保護・保全をします。
- ・市民や事業者に关心を持ってもらえるよう歴史的文化的環境に関する情報提供に努めます。
- ・地域に伝わる民俗芸能や神社の特殊神事などの保存・継承に努めます。

- ・「開国の歴史を中心とした観光まちづくり」を方針に年間を通して歴史が感じられるまちづくりを推進します。
- ・下田まち遺産、歴史的風致形成建造物の維持・修繕に対する助成を行います。

③ 観光資源の保全（観光交流課、産業振興課）

- ・観光資源の保全に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう観光資源に関する情報提供に努めます。
- ・歴史を活かした観光ルートの開発及び情報の発信に努めます。
- ・砂浜の飛砂防止に努めます。
- ・県の実施する持続可能な地域づくりを通じて、農山村がもつ地域資源「地域の宝」を大切に思い、守り、活用し、次世代に継承する活動を行う、理想の農山漁村を目指す「ふじのくに美しい品格のある邑」に協力します。
- ・ジオパークの保全に努めます。

市民・事業者の取組

- ・景観、歴史的文化的環境、観光資源に关心を持ちます。
- ・市や町内会等の景観保全への取組（花壇整備、草刈り、河川清掃等）に協力します。
- ・自転車やバイクは指定位置に駐輪し、盗難に遭わないよう対策を行います。
- ・下田市景観計画や下田市景観まちづくり条例、県屋外広告物条例等に关心を持ちます。
- ・景観に関するルールを守り、新築・改築時には景観保全に努めます。
- ・富士箱根伊豆国立公園について関心を持ちます。
- ・市内の文化財について関心を深め、次世代へ繋げます。
- ・観光資源に关心を持ち、保全に努めます。
- ・散歩時のフンの始末等、ペット飼育時のマナーを守ります。
- ・所有する空き家の管理に努めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 公園整備と市街地の緑化促進

本市は下田公園をはじめとした都市公園や自然公園*を有しております、市民の憩いの場としてだけでなく、観光の場としても利用されています。今後も維持・管理に努め、緑豊かなまちづくりを進めます。



① 花と緑を配した憩いの公園整備（建設課、産業振興課）

- ・豊かな自然と人が気軽に触れ合う場として、自然環境の保護、保全を前提とし自然公園の整備を推進します。
- ・市民や事業者に关心を持ってもらえるよう公園整備と市街地の緑化に関する情報提供に努めます。
- ・水辺空間、市民農園、荒廃農地などを活用し、ふれあいの場づくりを推進します。
- ・自然や歴史、観光面での特色を活かし、下田公園の計画的な整備を推進します。
- ・花と緑の空間づくりを推進します。
- ・市街地における花壇などの整備を推進します。

② 緑化の推進（建設課、産業振興課）

- ・(公財) 静岡県グリーンバンク*等を活用し、公共施設における緑化の推進に努めます。
- ・市民や事業者に关心を持ってもらえるよう緑化に関する情報提供に努めます。
- ・街路樹の整備と適正な維持管理を行います。
- ・地域緑化団体などが実施する事業を支援し、緑の大切さを啓発するとともに、緑化を担う人づくりを進め、市民参加による緑の維持管理を推進します。

市民・事業者の取組

- ・公園整備と市街地の緑化に対して関心を持ちます。
- ・公園を利用し、自然と触れ合います。
- ・公園を利用する際にはマナーを守ります。
- ・自宅や社内・店舗敷地内等の緑化及び維持管理に努めます。
- ・公園が不適切に利用されないよう、地域で管理・監視します。

重点取組事項

(2) 生活環境(きれいな空気や水、静かな環境の保全、景観の保全、公園整備と市街地の緑化促進)

市民のアンケートによると、素晴らしい海と優れた自然環境を保全し、将来へ残していくことを強く求めています。本市の海水浴場の水質は良好な状態にあり、河川水質調査の結果でも、概ね基準値を満足しております。今後もこの状態を継続し保全するため、良好な水質を維持していきます。

- ・合併処理浄化槽への転換に対する啓発と支援に努めます。
- ・公共下水道の整備と接続の啓発に努めます。

(3) 資源循環

6 4Rの推進

観光客の来訪が多い本市は、4Rの推進においても市民・事業者が協力して行う体制が望まれます。市外から持ち込まれて市内でごみとして廃棄されることも想定されますので、リフューズ（不要なものは買わない、もらわない、断る）を念頭にごみ削減に取り組みます。



① 4R推進の取組（学校教育課、環境対策課、財務課）

- ・過剰包装の抑制を推進します。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう4Rに関する情報提供に努めます。
- ・拠点回収、集団回収などにより、資源ごみの回収を促進します。
- ・草木は堆肥化等に有効利用し、燃やすごみの減量化を図ります。
- ・使い捨て製品の抑制、ものの長期使用など資源の有効活用に努めます。
- ・4Rの促進による廃棄物量の減少を図ります。
- ・フリーマーケット、リサイクルショップなどの利用を促します。
- ・リターナブル容器の使用、再生資源の利用など資源の有効活用に努めます。
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法*）などのリサイクル関連法の遵守・啓発をします。
- ・リサイクルステーションの適正な維持管理に努めます。
- ・地域や子供会などにおけるリサイクル活動を支援します。
- ・グリーン購入*の実施に努めます。
- ・学校給食等から発生する残渣のリサイクルを検討します。
- ・生ごみ処理機器の購入に補助金を支給します。
- ・フードロスの削減に取り組みます（食品リサイクル法対応）。
- ・公共工事ではリサイクル材の使用を推進します。
- ・事業所に対しては、ごみ削減講習会やごみ処理のパンフレット等を作成し、ごみの削減を促します。
- ・ごみの分別の細分化に対応した適切で効率的な収集方法を検討します。

市民・事業者の取組

- ・4R（リフューズ*（発生回避）、リデュース*（排出抑制）、リユース*（再利用）、リサイクル（再資源化））に関する知識を持ちます。
- ・4Rの徹底に努めます。
- ・ごみの分別やごみの出し方のルールについて学び、遵守します。
- ・ごみ処理について関心を持ち、ごみの減量化に努めます。
- ・静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動へ協力します。
- ・生ごみの水切り徹底や生ごみ処理機器の活用により、生ごみの削減に努めます。
- ・エシカル消費*を心がけます。



7 ごみの適正な処理

ごみの適正な処理方法の周知は市民全体のごみ適正処理意識の高揚が図られます。また市民や事業者とともに不法投棄の監視や一斉清掃などに取り組み、ごみの適正処理に努めます。



① ごみの適正な処理・不法投棄対策（環境対策課）

- ・市営じん芥処理場などの環境関連施設の適正な維持管理を行うとともに、新たな処理施設の建設に向けた検討を進めます。
- ・可燃ごみ収集業務の委託化による効率的な収集を維持します。
- ・焼却業務の包括委託化による安定的な焼却体制を維持します。
- ・プラスチック類や焼却灰の再資源化の検討を行います。
- ・市民や事業者に关心を持ってもらえるようごみの適正処理に関する情報提供に努めます。
- ・事業所の廃棄物適正処理を促進します。
- ・循環型社会を形成し、資源の有効活用を図るため、「静岡県循環型社会形成推進計画」との協調に努めます。
- ・不法投棄防止パトロールの実施や、市民が不法投棄を発見した場合には通報するよう啓発します。
- ・一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の計画的且つ適正な処理に努めます。
- ・PCB*を含有する廃棄物の適正処理を呼びかけます。
- ・水銀を含有する廃棄物の適正処理を呼びかけます。
- ・不用品回収業者に対しては、県と連携し、事業所の立入検査を実施するなど監視体制及び指導を強化します。
- ・消費生活センターと連携し、使用済み家電製品の適正処分方法の周知徹底を図ります。
- ・災害廃棄物処理計画の内容を見直し、充実を図り、平時から対策を講じます。
- ・他市町や一部事務組合と広域的なネットワークを形成し、効果的かつ効率的なごみ処理のための情報交換を実施します。
- ・産業廃棄物*や処分場の適正な処理・管理に努めます。
- ・自然災害により発生する災害廃棄物の適正・迅速な処理に努めます。

市民・事業者の取組

- ・市営じん芥処理場や市のごみ処理に关心を持ちます。
- ・不法投棄について関心を持ち、皆で不法投棄の監視に努めます。
- ・不法投棄を見つけたら市へ連絡します。
- ・不法投棄されないよう、所有する土地の草を刈るなど、ごみを捨てられにくい環境づくりに努めます。
- ・ごみのポイ捨てをしないように努めます。

重点取組事項

(3) 資源循環（4Rの推進、ごみの適正な処理）

本市から発生する一般廃棄物は、本市清掃センターにて処理を行っていますが、施設の老朽化や、将来的な人口減少による市単独処理の財政的な負担、全国的な広域処理の流れ等を受け、本市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の1市3町による広域ごみ処理の検討を行っているところです。持続可能な地域社会の構築という広域化の基本理念のもと、本市は循環型社会の形成、ごみの適正処理に取り組みます。

- ・4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の取組の実践によるごみの減量化、排出抑制の推進を周知・啓発します。
- ・食品ロスの削減、生ごみの水切りの徹底呼びかけを引き続き取り組みます。
- ・雑がみ回収量の増加を図り、可燃ごみの量を削減します。
- ・プラスチックごみをはじめ、リサイクル可能なごみの資源化に取り組みます。



(4) 地球環境

8 地球温暖化防止に向けた取組



近年、地球温暖化による気候変動の影響により、大雨の増加、干ばつ、大雪、冬日の減少など様々な影響が世界規模で起きています。地球温暖化対策と緩和策、エネルギー対策について本市でも継続して取り組みます。



① 地球温暖化防止対策の推進（環境対策課、建設課、産業振興課）

- ・新エネルギー・省エネルギー機器の導入促進に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう地球温暖化に関する情報提供に努めます。
- ・低公害車*の普及促進に努めます。
- ・大気中の二酸化炭素を固定する国産材の利用拡大や木材資源の有効利用を推進します。
- ・地球温暖化対策実行計画事務事業編・区域施策編により、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。
- ・エコドライブ（省エネ運転）を推進します。
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法*）及び特定製品に係るフロン*類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）に基づくフロン類使用機器の適正処理の促進に努めます。
- ・フロン類使用機器の更新時における代替フロン類等オゾン層を破壊する恐れのない冷媒の使用と適正処理に努めます。
- ・フロン使用製品の定期点検を促進し、漏洩防止を図ります。
- ・低炭素社会形成に向け、県や他市町と連携したスマートコミュニティ形成を目指します。
- ・都市計画のマスターplanに低炭素都市づくりの観点を位置づけ、環境への負荷が低減された都市づくりを促進します。

② 地産地消（学校教育課、環境対策課、財務課、産業振興課）

- ・公共工事における地元産材の使用を推進します。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう地産地消に関する情報提供に努めます。
- ・公共部門・民間部門における地元産の間伐・再生材の有効利用を促進します。
- ・学校給食はできる限り地元産の食材を使用するよう努めます。
- ・地元のものを地元で使用し循環させる地域循環圏共生圏を推進します。

市民・事業者の取組

- ・地球温暖化へ関心を持ちます。
- ・市の実施する温室効果ガス排出削減の取組に協力します。
- ・エコドライブに取り組みます。
- ・フロン使用製品の買い替え、処分の際には、専門業者による適正なフロンの回収をします。
- ・ISO14001*やエコアクション21*などの環境マネジメントシステム*に取り組みます。
- ・クールビズやウォームビズを積極的に取り入れます。
- ・ESCO事業*や省エネルギー診断を活用します。
- ・地元産材や地元農産物など地産地消に努めます。
- ・夏季は適切なエアコンの利用とともに、グリーンカーテン*やすだれ、カーテン等を併用し、快適に過ごす工夫をします。
- ・冬季は適切なエアコンの利用とともに、服装やブランケット等を併用し、快適に過ごす工夫をします。



9 省エネルギー対策と新エネルギーの推進

将来的な温室効果ガス排出実質ゼロを目指すためには、新エネルギーの導入のほか、省エネルギー対策が不可欠です。各家庭や事業所でも取り組める省エネルギー対策を進めます。



① 省エネルギー対策（環境対策課、企画課、建設課、産業振興課）

- ・省エネルギー機器のPRに努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう省エネルギーに関する情報提供に努めます。
- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく省エネルギー対策に努めます。
- ・エコドライブの実践・啓発に努めます。
- ・照明は適切に利用し、節電に努めます。
- ・市民や事業者が無理なく取り組める省エネルギーの方法に関する情報の提供に努めます。
- ・庁舎等の新設や改築の場合には省エネルギー機器や設備の導入を検討します。
- ・地球環境に配慮し、省エネルギー性能に優れた冷暖房、給湯システムの導入を検討します。
- ・バスから電車への乗り継ぎなど、公共交通機関の利便性向上を促進し、公共交通機関の利用を促進します。

② 新エネルギー推進（環境対策課、企画課、建設課、産業振興課）

- ・太陽光発電システム等新エネルギー設備導入・利用の推進に努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう新エネルギーに関する情報提供に努めます。
- ・温泉廃湯熱利用など地域にあった新エネルギー・システムとエネルギー・ビジネスを検討します。
- ・官民一体となって電気自動車の利用環境の向上を図るなど、次世代自動車*の普及促進に取り組みます。
- ・庁舎等の新設や改築の場合には新エネルギー機器や設備の導入を検討します。
- ・自然環境、景観等と調和した再生可能エネルギー*発電事業に対する適切な指導を行います。
- ・PPAモデル*、RE100、地域新電力等の導入を検討します。

市民・事業者の取組

- ・省エネルギー・や新エネルギーに関心を持ちます。
- ・深夜電力などを活用した冷暖房、給湯システムの導入を検討します。
- ・機器の導入・買い替え時には、照明のLED化やエネルギー効率の高い機器の導入を心がけます。
- ・新エネルギーの導入に努めます。

重点取組事項

(4) 地球環境（地球温暖化防止に向けた取組、省エネルギー対策と新エネルギーの推進）

地球温暖化の原因のひとつである温室効果ガスの本市からの排出量は、高効率機器の普及などにより、基準年度と比較して少しずつ減少しており、今後も減少する推測となっています。しかし、日本の温室効果ガス排出削減目標である2030（令和12）年度46%減の目標を達成するために、更なる取組が必須です。地球温暖化対策としてカーボンゼロを目指します。

- ・家庭用太陽光発電システムの設備補助制度により導入促進を図ります。
- ・クールビズ、ウォームビズに取り組みます。
- ・庁舎等の新設や改築の場合には、省エネルギー・新エネルギーの機器や設備の導入を検討します。



(5) 環境教育

10 環境教育・学習の推進



今回、実施したアンケートによれば、環境保全に関する取組のうち、環境に係るセミナーやイベントへの参加は10年前と同様、低い結果となりました。市民や事業者の皆さんに関心を持ってもらえるような環境教育に取り組みます。



① 環境教育・学習の推進（学校教育課、環境対策課、観光交流課、生涯学習課）

- ・民間団体や国など関係機関と連携し、自然観察会を開催するなど自然体験の機会づくりを推進します。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう環境教育に関する情報提供に努めます。
- ・こどもエコクラブ*の活動を支援します。
- ・幼稚園や保育所における環境教育の推進に努めます。
- ・「もったいない」の意識の醸成を推進します。
- ・県の実施する環境学習指導員事業に協力します。
- ・学校等における環境教育を推進します。
- ・環境体験学習や環境講座の開催を支援・推進します。
- ・郷土教室やふるさと講座など下田の歴史・文化の学習機会の拡充を推進します。
- ・自給自足の推進など食育への取組を促進します。
- ・「下田をきれいにする日」を周知し、美化活動等を支援・推進します。
- ・一斉清掃などの市内全体の取組を促進します。
- ・廃棄物処理施設の施設見学の受け入れを行います。
- ・県が実施する「持続可能な開発のための教育（ESD）」の小中学校への周知に協力し、学校における環境教育推進に努めます。
- ・ジオパークを活用したツーリズムや教育を推進します（ユネスコグローバルジオパーク認定2018（平成30）年4月17日認定）。

② 環境に配慮した事業活動の推進（学校教育課、産業振興課、環境対策課）

- ・ISO14001やエコアクション21など環境マネジメントシステムに取り組む事業者が増加するよう努めます。
- ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう環境に配慮した事業活動に関する情報提供に努めます。
- ・スマートメーターの設置やBEMS*の導入を促進します。
- ・県の実施する一社一村しづおか運動に協力し、農村と事業者を繋げ、地域の活性化を促進します。

市民・事業者の取組

- ・環境教育・学習に関心を持ちます。
- ・自然観察会などの環境学習に積極的に参加します。
- ・家庭や学校で環境に関する話の場をつくります。
- ・従業員等への環境教育を行います。
- ・ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムに取り組みます。
- ・環境教育の取組の一環として、地域の清掃活動等を実施します。
- ・地産地消に努め食育に取り組みます。事業者はその情報を消費者に提供します。



11 環境情報の提供・発信、ネットワーク構築

市内には様々な環境に取り組む市民や団体等が存在し、様々な活動を実施していますが、個々の発信であり、多くの人に伝わっていないという課題があります。市民や団体等と市や事業者がネットワークを構築し、情報を発信した際に多くの人に情報が伝わるような仕組みが求められます。



① 環境情報の提供・発信（環境対策課）

- ・環境測定データ、環境施策の進捗状況、リサイクル量など年次報告書を作成し、公表するよう努めます。
- ・環境審議会等への意見聴取を行います。
- ・ホームページ・SNSなどを活用し、環境情報の収集・発信に努めます。
- ・環境保全活動の認知度を高める情報発信に努めます。
- ・環境保全を推進するため、補助制度等の情報発信に努めます。
- ・県の実施する環境学習コーディネーターや環境学習指導員を活用します。
- ・美しいまちづくりの取組についての情報発信に努めます。

② 地域団体の活動支援（学校教育課、環境対策課、産業振興課）

- ・各団体における取組事例などホームページ等を活用し、提供するよう努めます。
- ・地域環境力の醸成・充実に努めます。
- ・環境保全団体等のネットワーク支援（協議会の立ち上げ等）を検討します。
- ・（公財）静岡県グリーンバンクとの協調に努めます。
- ・地域などにおける資源物回収の支援をします。
- ・地域における河川海岸愛護活動*を支援します。

市民・事業者の取組

- ・環境情報に関心を持ちます。
- ・清掃活動や保護活動、貴重な生物や場所など広く知ってほしいと思う環境に関する話題は、自発的に発信し、また広報紙やホームページへの掲載を依頼するなど情報発信に努めます。
- ・個人での発信のみならず、NPO等への参加や団体同士の交流によるネットワークの構築も視野に入れます。

重点取組事項

（5）環境教育（環境教育・学習の推進、環境情報の提供・発信、ネットワーク構築）

市内には、環境に対する様々な取組を行っている団体や事業所が存在しますが、発信力や継続性の問題があり、市民まで情報が伝わっていない現状があります。様々な環境情報を市民に提供し、環境意識を醸成します。

- ・4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進、周知のため、出前講座を開催します。
- ・広報紙やホームページ・SNSなどを活用し、環境情報の発信に努めます。
- ・子どもたちにおける環境教育・環境学習を推進します。
- ・環境保全に取り組む団体等の情報を収集し、団体間のネットワークの構築を支援します。

(6) 数値目標

分野	指 標	担当課	実 績	目 標	
			令和2年度	令和8年度	令和13年度
(1) 自然 環境	海水浴場の 水質調査AAの数(全9箇所)	観光交流課	8箇所	9箇所	9箇所
	森林整備面積	産業振興課	15.87ha	174.1ha	299.1ha
	農地再生面積	産業振興課	0.4ha	7.3ha	12.3ha
	清掃活動等 ボランティア参加者数	環境対策課	6,269人	7,500人	8,500人
(2) 生活 環境	下田まち遺産の 認定件数	建設課	156件	156件	156件
	景観重点地区数	建設課	0地区	1地区	1地区
	公害苦情件数	環境対策課	22件	15件	10件
	水道普及率 (現在給水人口/ 行政区域内人口)	上下水道課 (水道事業)	97.6%	98.07%	98.22%
	石綿管比率	上下水道課 (水道事業)	6.38%	4.86%	2.87%
	公共下水道接続率	上下水道課 (下水道事業)	71.8%	78.3%	79.0%
	合併処理浄化槽 設置整備率	環境対策課	25.5%	28.5%	31.0%
	民間住宅耐震化率	建設課	71.9%	75.0%	95.0%
(3) 資源 循環	リサイクル率	環境対策課	15.4%	15.8%	20.8%
	不法投棄件数	環境対策課	6件	4件	2件
(4) 地球 環境	市施設からの CO2排出量	環境対策課	7,224t-CO2	6,801t-CO2	6,468t-CO2
	新エネ導入件数	環境対策課	5件	8件	12件
(5) 環境 教育	環境保全に関する 広報活動の回数	環境対策課	3回	6回	9回

